**さくら市新型コロナウイルス感染症対策**

**地元事業者緊急支援助成金**

**新型コロナ感染症の影響を受けている市内の中小・小規模事業者、個人事業主に対して緊急的な助成を行い、事業者の事業継続、経営安定化を支援します。**

* **交付要件**

（1）新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること（※1）。

（2）２０２１年１月または２月の売上高が２０１９年または２０２０年同月比で１０％

以上減少（※2）していること。

（3）「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」や国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」）」（※3）の支給対象者でないこと。

※１　国の「一時支援金」は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた方限定ですが、本助成金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象とします。

※２　売上高が50％以上減少している場合は「一時支援金」の対象となる可能性がございます。

「一時支援金」の申請・相談等を行い、対象とならないことが判明した場合は、本助成金の申請が可能となります。

※３　「一時支援金」との重複受給を防ぐために２０２１年３月の売上高についても確認いたします。

* **対象者**

次のすべてに該当する法人、個人事業主が対象となります。

* + 法人の場合は、さくら市内に本社、本店などの主たる事業所を置いていること。個人事業主の場合は、主にさくら市内で事業を行っていること。
  + 資本金１０億円未満であること。
  + ２０２０年１２月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、さらに今後も継続する予定であること。

◆ **助成内容**

* + 助成上限額：法人３０万円・個人事業主２０万円
* **助成金の計算方法**

助成額＝（2019年又は2020年1月及び2月の事業収入）―（対象月の事業収入×２か月）

※新規開業者、白色申告等の場合は別途計算となります。

* **申請受付期間**
  + 令和３年４月１日～令和３年６月３０日まで（当日消印有効）
* **申請方法　※感染拡大を防ぐため、郵送によるご提出にご協力ください。**

**（申請書等）**

**・**市ホームページ（さくら市地元事業者緊急支援助成金で検索）より様式ダウンロード

・さくら市商工観光課、氏家商工会又は喜連川商工会の窓口にて配布

|  |
| --- |
| **（提出先）　〒３２９－１４９２**  **さくら市喜連川４４２０－１**  **さくら市商工観光課　商工振興係あて** |

**（注意事項）以下の場合は助成対象とはなりません**

◎公共法人、風営法上の性風俗関連として届け出義務のあるもの、政治団体、宗教法人は対象になりません。

◎事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期など、通常事業収入を得られない時期を対象月として新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず申請する場合は助成対象外です。

◎（新型コロナウイルス感染症とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合は助成対象外です。

◎（新型コロナウイルス感染症とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が10％以上減少している場合は助成対象外です。

◎売上が10％以上減少していても、交付要件を満たさなければ助成対象外です。

★助成金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、助成金を返還いただきます。

★１事業者（店舗・事業単位ではありません）につき、市の助成金への申請は１回限りとします。

➤　国の一時支援金については、下記にお問い合わせください。

「一時支援金事務局　相談窓口」

直通番号：０１２０－２１１－２４０　ＩＰ電話専用回線：０３－６６２９－０４７９

**よくあるお問合せ**

**Ｑ　売上が５０％以上減少しているが、国の一時支援金と市の助成金のどちらを申請すればいいですか？**

Ａ　市の助成金は、国の「一時支援金」を補完する制度です。緊急事態宣言に伴い売上が５０％以上減少している等、国の一時支援金の給付要件を満たす可能性がある場合は、まずは、国の一時支援金事務局相談窓口（0120-211-240）へご相談ください。

　　なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、国の一時金の支払対象とならない場合は、市の助成金対象となる可能性がありますので、下記までご連絡ください。

**Ｑ　飲食店の営業時間短縮要請に応じなかったため、県の時短協力金を受給できなかったが、地元事業者緊急支援助成金の対象になりますか？**

Ａ　県の時短協力金の支払い対象となっている飲食店等は、市の助成金の申請はできません。

【お問合せ】

さくら市商工観光課　商工振興係

電　話：０２８－６８６－６６２７

ＦＡＸ：０２８－６８６－２０５５

（受付時間：平日 午前９時～午後５時）